

第21回 法廷だより

2017年6月13日、第21回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

好天の下 傍聴席も満員

2017年6月13日午後2時00分より札幌地裁で、第21回口頭弁論期日が開かれました。6月にしてはやや涼しい晴天のためか、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、裁判長が交代したため「弁論の更新」の手續が行われ、その一環として原告の意見陳述と、弁護団から地震と火山に関する主張をまとめる口頭説明を行いました。その後、弁護団の市川弁護士が進行に関する意見を述べました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、株式会社りんゆう観光の会長である植田英隆さんが行いました。原発が経済に悪影響を及ぼすとの主張にも触れつつ、原発安全神話を復活させてはならないことを訴えました。（意見陳述の内容は2ページ。）



弁護団の口頭陳述

地震については菅澤弁護士が行い、本年3月10日の原子力規制委員会での訴訟当初から原告が主張してきた海底活断層について、存在を前提として検討するよう北電に指示がなされたことを指摘しました。そして、活断層の認定や耐震性評価の方法についてこれまでの主張をまとめ、重要

な活断層の存否という前提が変わった以上、泊原発の設置許可は無効状態であるとして、具体的危険が認められるべきであることを訴えました。

火山については木場弁護士が行い、泊原発の具体的自然条件にも触れつつ、日本は火山国であつて国際基準よりも慎重に火山の影響を評価しなければならぬのに、それがなされていないことの不備を指摘し、火山灰や火砕流による過酷事故の具体的危険性があることを訴えました。

市川弁護士は、訴訟の進行に関する意見として、原子力規制委員会は泊原発が現状で規制基準に適合しないと判断しているのとみるべきであり、これまでの裁判例の判断基準からいつて具体的危険性を認める判決を直ちに言い渡せる状態にあると訴えつつ、裁判所に対して、被告に主張の変更をする用意があるかどうか確認するよう求めました。

被告の対応等

この後裁判長から被告に対し、「規制委員会での修正に対応する主張を訴訟ではしないのか」との旨の質問があり、これに対して被告からは、「直

ちには主張しない。議論が動いているためである。」旨の回答がありました。裁判長からの「今後主張する可能性があるのなら、スケジュールだけでも明らかにできないか」との旨の質問に対しても、被告は明確な回答をしませんでした。

裁判長からは、「被告が新たな見解を踏まえて主張するというのなら待つが、それがないのであれば原告の言うとおり結審できるかもしれない。被告にはスケジュールを示してほしい。」との求めがありました。

今後の予定等

次回期日は、9月19日（火）午後2時00分からです。（なお、次々回は12月19日（火）午後2時00分と予定されています。）

規制委員会の動きや裁判長の交代もあり、今回はこの訴訟の分岐点になるかもしれません。また、新しい裁判長の訴訟指揮はわかりやすいとの声も聞かれました。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。（文責・竹信航介）